

学校教育目標

- ・知・徳・体 バランスのとれた人間形成
- ・地域社会に積極的に貢献し、次世代の日本社会や国際社会で活躍できるリーダーの育成
- ・不易流行（良き伝統の継承と新しい伝統の創造）

活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、目標達成に向け努力すること等を通して、社会性・人間性の育成を図る。
- (2) スポーツに興味と関心を持ち、より高い水準の技能の修得を目指したり、記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりできる場とする。

① 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動の設置
 - ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
 - イ 運動部活動の意義に基づき、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を推進する。
- (2) 運動部活動の方針の策定等
 - ア 毎年度、本活動方針を策定する。
 - イ 運動部顧問は、活動計画を作成し、校長が確認する。
 - ウ 校長は、上記のア及びイを学校のHPへの掲載等により公表する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
 - イ 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、生徒の発達段階に応じて適切に指導する。
 - ウ 生徒・保護者及び地域に対して、活動方針や活動計画等を説明し、理解を図る。

② 運動部活動を支える環境整備

- (1) 指導体制
 - 複数の指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (2) 運動部顧問会議、保護者会、キャプテン会議及び部会
 - 各部の現状や課題を共有し、生徒の発達段階に応じた適切な指導が行えるようにする。

③ 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日の設定
 - 活動が生徒の過重負担にならないよう、週1回程度の休養日を設ける。
- (2) 活動時間の設定
 - 生徒の健康状態・体調に考慮し、平日は2時間程度、休業日は特別な場合を除いて3時間程度に設定する。
 - * 考査発表中は、別に示す条件を満たした場合は1時間程度行うことは可能とする。
 - * 終了時刻は、原則として新宮駅19:06発の電車に乗ることができる時間までとする。
- (3) 指導方法
 - 運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- (4) 体罰・不祥事等の防止
 - ア 生徒一人ひとりの発達や能力を理解し、丁寧な説明を心がけ、どのような状況であっても体罰及び生徒の心を傷つける言動を禁止する。
 - イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、複数の顧問で管理する。
- (5) 安全管理と事故防止
 - ア 生徒が常に安全に活動できるよう生徒の体調を常に把握する。もし、事故が起きた場合は、迅速に対応する。
 - イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
 - ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じて適切な指導を行う。

評価と改善

（この欄は空欄として提供されています）